

# 横須賀市報

第 1777 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

## 目 次

◆福祉施設入所者費用徴収条例中一部改正……………	14503
◆予算決算及び会計規則中一部改正……………	”
◆軽自動車税の環境性能割を課さないこと等とする3輪以上の軽自動車について……………	”
◆地縁による団体の告示事項の変更について……………	”
◆特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額について中一部改正……………	14504
◆一般廃棄物の処理に関する事務の委託について……………	”
◆一般廃棄物の処理に関する事務の受託について……………	”
◆市道路線廃止について……………	14505
◆道路区域変更及び供用開始について……………	”
◆インフルエンザの予防接種について……………	”
◆開発行為の工事完了について……………	14506
◆市民税・県民税ほか2件の督促状の公示送達……………	”
◆差押財産の公売について……………	”
◆市民税・県民税の納税通知書の公示送達……………	”
◆国民健康保険料の決定通知書の公示送達……………	”
◆国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	”
◆国民健康保険料の督促状の公示送達……………	”
◆後期高齢者医療保険料の納入通知書の公示送達……………	14507
◆後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達……………	”
◆国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達……………	”
◆建築基準法に基づく指定道路の一部の廃止について……………	”
◆上下水道企業管理規程……………	”
◆上下水道局専決規程中一部改正……………	”
◆上下水道局公文書管理規程中一部改正……………	”
◆指定給水装置工事事業者規程中一部改正……………	”
◆指定代理納付者の指定について……………	14508
◆水道事業会計用地の売払いに係る一般競争入札について……………	”
◆市立幼稚園の園児募集について……………	”
◆農業委員会総会の招集について……………	14509

## 条 例

福祉施設入所者費用徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月10日

横須賀市長 上地 克明

### 横須賀市条例第21号

福祉施設入所者費用徴収条例の一部を改正する条例

福祉施設入所者費用徴収条例（平成12年横須賀市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考に関する部分に次の1項を加える。

5 障害児入所施設に入所する措置児童が満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した日以後小学校就学の始期に達するまでの間にある障害児である場合は、当該入所に係る費用の徴収を免除するものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福祉施設入所者費用徴収条例の規定は、令和元年10月1日から適用する。

## 規 則

### 横須賀市規則第29号 (令和元年10月1日)

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月1日

横須賀市長 上地 克明

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則  
予算決算及び会計規則（昭和39年横須賀市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第60条に次の1号を加える。

⑦ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する施設等利用費に係る給付費

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 横須賀市告示第97号 (令和元年10月1日)

横須賀市市税条例（昭和46年横須賀市条例第18号。以下「条例」という。）附則第34項及び第35項の規定により、軽自動車税の環境性能割を課さない3輪以上の軽自動車及び軽自動車税の環境性能割を減免する3輪以上の軽自動車を次のとおり定めました。

令和元年10月1日

横須賀市長 上地 克明

1 条例附則第34項の規定により軽自動車税の環境性能割を課さない3輪以上の軽自動車

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）第52条において自動車税の環境性能割を課しないとすると自動車に相当する3輪以上の軽自動車

2 条例附則第35項の規定により軽自動車税の環境性能割を減免する3輪以上の軽自動車

神奈川県県税条例第54条及び神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）第2条等において自動車税の環境性能割を減免すると規定する自動車に相当する3輪以上の軽自動車

### 横須賀市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和元年10月10日

横須賀市長 上地 克明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変 更 前	変 更 後
大矢部町内会	阿 部 博 之 横須賀市大矢部3丁目2番22号	島 崎 克 尚 横須賀市大矢部1丁目12番10号
ライフアソート 横須賀サンサタ ウン自治会	関 根 正 登 横須賀市森崎3丁目15番14-12号	鈴 木 厚 志 横須賀市森崎3丁目15番7-18号

横須賀市告示第99号

平成27年横須賀市告示第72号(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額について)の一部を次のように改正します。

令和元年10月10日

横須賀市長 上 地 克 明

表中「58,030円」を「53,530円」に、「52,250円」を「47,750円」に、「71,210円」を「66,710円」に、「65,430円」を「60,930円」に改める。

横須賀市告示第 100 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、次の規約に基づき、三浦市に一般廃棄物の処理に関する事務の委託をしました。

令和元年10月10日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市の一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、横須賀市(以下「甲」という。)は、甲の区域内における一般廃棄物の処理(埋立てによる最終処分に限る。)に関する事務(以下「委託事務」という。)を三浦市(以下「乙」という。)に委託する。

2 委託事務の対象となる一般廃棄物の範囲は、甲及び乙の長が協議して定めるものとする。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、法令に定めるもののほか、乙の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(経費の負担の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項に規定する経費については、甲は、毎年度甲及び乙の長が協議して定めた額を乙に納付するものとする。

3 前項に規定する協議を行うに当たっては、乙の長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類等を甲の長に送付しなければならない。

(経理)

第4条 乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、その経理を明確にしておくものとする。

(決算の措置)

第5条 乙の長は、各年度終了後速やかに委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出の明細を甲の長に通知するものとする。

2 乙の長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に、当該決算の委託事務に関する収入及び支出の明細を甲の長に通知するものとする。

(経費の調整)

第6条 各年度において委託事務の管理及び執行に要した経費のうち、甲の負担すべきものに対し、甲が乙に納付した額に過不足があるときは、翌年度甲の負担すべき額において調整し、又は翌年度の当該過不足の額の相当額の支払いにより調整するものとする。

(収入の帰属)

第7条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、乙の収入とする。

(条例等の制定改廃)

第8条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃するときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに甲に通知するものとする。

(委託の廃止の手続)

第9条 甲又は乙は、委託事務の全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止をしようとする日の2年前までに相手方に書面により通知し、速やかに協議しなければならない。

(委託事務の管理の細目)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務について必要な事項は、甲及び乙の長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和2年2月29日から施行する。

(廃止時の措置)

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙の長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

横須賀市告示第 101 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、次の規約に基づき、三浦市から一般廃棄物の処理に関する事務の受託をしました。

令和元年10月10日

横須賀市長 上 地 克 明

三浦市の一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、三浦市(以下「甲」という。)は、甲の区域内における一般廃棄物の処理のうち、運搬(処分の工程において行うものに限る。)及び処分(再生を含み、埋立てによる最終処分を除く。)に関する事務(以下「委託事務」という。)を横須賀市(以下「乙」という。)に委託する。

2 委託事務の対象となる一般廃棄物の範囲は、甲及び乙の長が協議して定めるものとする。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、法令に定めるもののほか、乙の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(経費の負担の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項に規定する経費については、甲は、毎年度甲及び乙の長が協議して定めた額を乙に納付するものとする。

3 前項に規定する協議を行うに当たっては、乙の長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類等を甲の長に送付しなければならない。

(経理)

第4条 乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、その経理を明確にしておくものとする。

(決算の措置)

第5条 乙の長は、各年度終了後速やかに委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出の明細を甲の長に通知するものとする。

2 乙の長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に、当該決算の委託事務に関する収入及び支出の明細を甲の長に通知するものとする。

(経費の調整)

第6条 各年度において委託事務の管理及び執行に要した経費のうち、甲の負担すべきものに対し、甲が乙に納付した額に過不足があるときは、翌年度甲の負担すべき額において調整し、又は翌年度の当該過不足の額の相当額の支払いにより調整するものとする。

(収入の帰属)

第7条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、乙の収入とする。

(条例等の制定改廃)

第8条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃するときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに甲に通知するものとする。

(委託の廃止の手続)

第9条 甲又は乙は、委託事務の全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止をしようとする日の2年前までに相手方に書面により通知し、速やかに協議しなければならない。

(委託事務の管理の細目)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務について必要な事項は、甲及び乙の長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和2年2月29日から施行する。

(廃止時の措置)

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該

委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙の長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

横須賀市告示第102号

市道路線廃止に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和元年10月10日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	起 終	点 点	重要な経過地
1,059	三春町2丁目28番の6地先から 三春町2丁目28番の6地先まで		

横須賀市告示第103号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和元年10月10日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和元年10月10日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
87	旧	追浜南町2丁目28番の5地先から 追浜南町2丁目21番の24地先まで	メートル 3.7~3.9	メートル 5.5
	新	追浜南町2丁目28番の5地先から 追浜南町2丁目21番の23地先まで	3.8~3.9	5.5
486	旧	西逸見町3丁目91番の2地先から 西逸見町3丁目99番の1地先まで	1.9~2.2	21.8
	新	西逸見町3丁目91番の2地先から 西逸見町3丁目99番の1地先まで	1.9~2.7	21.8
5,376	旧	三春町2丁目1番の8地先から 三春町2丁目1番の60地先まで	24.9~25.0	51.0
	新	三春町2丁目1番の82地先から 三春町2丁目1番の60地先まで	11.9~25.0	51.0

公 告

横須賀市公告第110号 (令和元年9月25日) 掲 示 済

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により、インフルエンザの予防接種を次のとおり実施します。

令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 予防接種の対象者 次のいずれかに該当する方

- (1) 65歳以上の方
- (2) 60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

2 実施場所及び実施期間

実施場所 当該予防接種を行う医師として市長が指定した

医療機関

実施期間 令和元年10月1日から令和2年1月31日まで

3 接種不適当者

被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。ただし、被接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 明らかな発熱を呈している方
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- (4) 当該疾病に係る予防接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある方
- (5) 前各号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

4 料金

2,000 円（生活保護法（昭和25年法律第 144 号）に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）に基づく支援給付を受けている方は、無料）

**横須賀市公告第 112 号** (令和元年9月27日 掲 示 済)

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。  
令和元年 9 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和元年 6 月18日 令 1 開第 2 号	令和元年 9 月19日 令 1 第10号	横須賀市大津町 3 丁目51番 5	横須賀市小川町26番地 9 株式会社建新 代表取締役 大 口 隆 弘

**横須賀市公告第 113 号** (令和元年10月 1 日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年10月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
平成30年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第 4 期 分	平成31年 2 月22日
			令和元年 9 月17日
		12 月 随 時	平成31年 1 月28日
令和元年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	7 月 随 時	令和元年 8 月27日
			固定資産税 都市計画税

(別紙略)

**横須賀市公告第 114 号** (令和元年10月 3 日 掲 示 済)

国税徴収法（昭和34年法律第 147 号）第95条及び第99条の規定の例により差押財産を公売するので、次のとおり公告します。

令和元年10月 3 日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

**横須賀市公告第 115 号** (令和元年10月 4 日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年10月 4 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和元年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分

(別紙略)

**横須賀市公告第 116 号** (令和元年10月 4 日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

め、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年10月 4 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和元年度	国民健康保険料 決定通知書	7 月分から 9 月分までの納期限は、令和元年10月21日に変更する。

(別紙略)

**横須賀市公告第 117 号** (令和元年10月 4 日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年10月 4 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
平成30年度		減額分
令和元年度	国民健康保険料 変更通知書	減額分
		8 月分及び 9 月分の納期限は、令和元年10月21日に変更する。

(別紙略)

**横須賀市公告第 118 号** (令和元年10月 4 日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年10月 4 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発 付 年 月 日
平成30年度		11 月 分	平成30年12月28日
		12 月 分	平成31年 1 月31日

令和元年度	国民健康保険料	3 月 分	平成31年 4 月26日
		6 月 分	令和元年 7 月31日
		7 月 分	令和元年 8 月30日

(別紙略)

横須賀市公告第 119 号 (令和元年10月 4 日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年10月 4 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	備 考
令和元年度	後期高齢者医療保険料納入通知書	7月分から9月分までの納期限は、令和元年10月21日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 120 号 (令和元年10月 4 日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告し

ます。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年10月 4 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発 付 年 月 日
令和元年度	後期高齢者医療保険料	7 月 分	令和元年 8 月30日

(別紙略)

横須賀市公告第 121 号 (令和元年10月 8 日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年10月 8 日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 122 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による指定道路の一部を次のとおり廃止しました。

その関係図面は、横須賀市都市部建築指導課において縦覧に供します。

令和元年10月10日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	道路廃止地名地番	地 目	幅 員	延 長	申請者の住所及び氏名
令和元年 9 月11日	横須賀市久里浜 1 丁目 417 番 2 3 4 7 の 各一部	雑 種 地	メートル 4.00	メートル 81.71	横須賀市小川町11番地 横須賀市 代表者市長 上 地 克 明

### 上下水道企業管理規程

横須賀市上下水道企業管理規程第 6 号 (令和元年10月 1 日 掲 示 済)

上下水道局専決規程（平成15年横須賀市水道企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月 1 日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第1条第9号中「の指定」の次に「、指定の更新」を加える。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第 7 号 (令和元年10月 1 日 掲 示 済)

上下水道局公文書管理規程（平成21年横須賀市上下水道企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月 1 日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

別表第1第1種の部第22号中「の指定」の次に「、指定の更新」を加える。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第 8 号 (令和元年10月 1 日 掲 示 済)

指定給水装置工事事業者規程（平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月 1 日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第5条の次に次の1条を加える。

(指定の更新)

第5条の2 前2条の規定は、法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新について準用する。

第6条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 管理者は、第5条の2に規定する指定の更新を行ったときは、指定工事業者証を交付する。

第9条第1号中「受けた」を「受け、又は第5条の2に規定する指定の更新を受けた」に改める。

第11条第1号中「の規定により」を「に規定する」に、「を指定した」を「の指定を行った」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 第5条の2に規定する指定給水装置工事事業者の指定の更新を行ったとき。

第13条第1項第3号及び第14条第5号ア中「第5条」を「第6条」に改める。

第2号様式中

「5 設立年月日

上記の者は、横須賀市水道事業給水条例第11条第1項の規定による指定給水装置工事事業者であることを証明する。」を

「5 設立年月日

6 指定有効期間

上記の者は、横須賀市水道事業給水条例第11条第1項の規定による指定給水装置工事事業者であることを証明する。」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

### 上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、上下水道局会計規程（昭和28年水道企業管理規程第2号）第44条の2の規定により告示します。

令和元年10月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

- 1 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称  
東京都千代田区紀尾井町1番3号東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー  
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入  
富士見配水タンク跡地売払いの入札に係る入札保証金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
令和元年10月23日から同年11月15日まで

### 上下水道局公告

横須賀市上下水道局公告第2号（令和元年10月10日 掲 示 済）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により水道事業会計用地の売払いを行います。

令和元年10月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

（次のとおりは略）

### 教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第9号

令和2年度横須賀市立幼稚園に入園する園児を次のとおり募集します。

令和元年10月10日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

令和2年度幼稚園児募集要項  
横須賀市立諏訪幼稚園

- 1 募集人員と入園資格等
  - (1) 2年保育 25名（平成27年4月2日から平成28年4月1

日までに生まれた方)

- (2) 通園可能な方（通園バスはありません。）

諏訪幼稚園は、令和3年度末に廃園となります。（平成30年10月教育委員会定例会において決定）

したがって、令和2年度入園児募集が最後の募集となり、その園児が年長になった時に単学年（下の学年がない状況）になります。

2 入園志願票受付期間・場所等

- (1) 受付期間  
令和元年11月1日（金）から同月8日（金）まで  
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに土曜日及び日曜日を除く。
- (2) 受付時間・場所  
受付期間中の午前9時から午後4時まで 市立諏訪幼稚園にて
- (3) 併願  
市立大楠幼稚園との併願は無効となります。
- (4) 提出書類  
入園志願票

3 入園の選考・面接

応募者が定員を超えた場合には、次の日程で抽選し入園予定者を決めます。その後、入園予定者について面接を行いますので、お子様を同伴のうえ出席してください。

- (1) 日時・場所  
令和元年11月11日（月） 午後2時30分（時間厳守）  
全体説明・抽選・面接  
市立諏訪幼稚園にて
- (2) 持参するもの  
・志願票受付済証  
・筆記用具
- (3) その他  
ア 抽選には、保護者または代理人が必ず出席してください。  
イ 当日午後2時30分までに出席できない方は棄権とみなします。  
ウ 募集定員に満たない場合は、抽選は行いませんが説明会と面接を行いますので、応募された方は必ず出席してください。  
エ 募集定員を超えた場合には、市内在住者を優先します。

4 入園決定者の発表と入園説明会

入園決定者について次のとおり発表し、必要な入園手続きを説明いたします。

- (1) 日時・場所  
令和元年11月12日（火） 午後2時30分 市立諏訪幼稚園にて
- (2) 持参するもの  
・誓約書  
・支給認定兼利用届出書（1号認定申請書）（本市在住者のみ※）  
・筆記用具  
・入園受入準備費（納入された入園受入準備費は原則として還付しません。）  
※市外在住者は、各自でお住まいの市町村に1号認定申請をしていただきます。  
申請方法については、お住まいの市町村にお尋ねください。
- (3) その他  
当日午後2時30分までに出席できない方は辞退とみなします。ただし、病気、事故等止むを得ない事情により出席できないときは、日時を変更しますので、必ず事前に連絡をしてください。
- 5 入園受入準備費及び保育料
  - (1) 入園受入準備費 8,000円
  - (2) 保育料 無料

## 6 問い合わせ

ご不明な点は直接、諏訪幼稚園にお問い合わせください。  
横須賀市立諏訪幼稚園  
〒238-0004 横須賀市小川町18  
電 話：046-824-7579 FAX：046-813-7001

令和2年度幼稚園児募集要項  
横須賀市立大楠幼稚園

## 1 募集人員と入園資格

- (1) 2年保育 35名(平成27年4月2日から平成28年4月1日までに生まれた方)  
(2) 通園可能な方(通園バスはありません。)

## 2 入園志願票受付期間・場所等

- (1) 受付期間  
令和元年11月1日(金)から同月8日(金)まで  
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに土曜日及び日曜日を除く。  
(2) 受付時間・場所  
受付期間中の午前9時から午後4時まで 市立大楠幼稚園にて  
(3) 併願  
市立諏訪幼稚園との併願は無効となります。  
(4) 提出書類  
入園志願票

## 3 入園の選考・面接

応募者が定員を超えた場合には、次の日程で抽選し入園予定者を決めます。その後、入園予定者について面接を行いますので、お子様を同伴のうえ出席してください。

- (1) 日時・場所  
令和元年11月12日(火) 午後2時30分(時間厳守)  
全体説明・抽選・面接  
市立大楠幼稚園にて  
(2) 持参するもの  
・志願票受付済証  
・筆記用具  
(3) その他  
ア 抽選には、保護者または代理人が必ず出席してください。  
イ 当日午後2時30分までに出席できない方は棄権とみなします。  
ウ 募集定員に満たない場合は、抽選は行いませんが説明会と面接を行いますので、応募された方は必ず出席してください。  
エ 募集定員を超えた場合には、市内在住者を優先します。

## 4 入園決定者の発表と入園説明会

入園決定者について次のとおり発表し、必要な入園手続きを説明いたします。

- (1) 日時・場所  
令和元年11月13日(水) 午後2時30分 市立大楠幼稚園にて  
(2) 持参するもの  
・誓約書  
・支給認定兼利用届出書(1号認定申請書)(本市在住者のみ※)  
・筆記用具  
・入園受入準備費(納入された入園受入準備費は原則として還付しません。)  
※市外在住者は、各自でお住まいの市町村に1号認定申請をしていただきます。  
申請方法については、お住まいの市町村にお尋ねください。  
(3) その他  
当日午後2時30分までに出席できない方は辞退とみなします。ただし、病気、事故等止むを得ない事情により出席できないときは、日時を変更しますので、必ず事前に連絡

をしてください。

## 5 入園受入準備費及び保育料

- (1) 入園受入準備費 8,000円  
(2) 保育料 無料

## 6 その他

市立幼稚園2園については、教育委員会定例会(平成27年8月21日)の議決により廃園することとなっております。大楠幼稚園の廃園の時期は未定ですが、来年度の新入園児が卒園するまでは廃園することはありません。

## 7 問い合わせ

ご不明な点は直接、大楠幼稚園にお問い合わせください。  
横須賀市立大楠幼稚園  
〒240-0104 横須賀市芦名1-29-1  
電 話：046-857-3601 FAX：046-857-3662

## 農業委員会告示

## 横須賀市農業委員会告示第6号(令和元年10月1日)

令和元年第10回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和元年10月1日

横須賀市農業委員会

会長 肥田 正 好

- 1 日時 令和元年10月10日午後3時  
2 会議開催の場所 農業委員会室  
3 会議に付議すべき事項  
(1) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について  
(2) 農地法第3条の規定による許可申請について  
(3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について  
(4) 国有財産の一般競争入札に伴う意見について  
(5) 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について  
(6) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
(7) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

## 正 誤

令和元年9月10日付け横須賀市報第1775号14493ページ左欄中「横須賀市教育委員会告示第6号」は「横須賀市教育委員会告示第7号」の誤り

令和元年9月25日付け横須賀市報第1776号14502ページ左欄中「横須賀市教育委員会告示第7号」は「横須賀市教育委員会告示第6号」の誤り